

舗装点検要領 新旧対照表 (1/1)

旧：大阪府舗装点検要領 H28.4		追加 修正 削除	新：大阪府舗装点検要領 R7.3	
頁	記載事項		頁	記載事項
2	<p>「長寿命化計画(H27.3) P78_4.2.2(3)舗装 1)維持管理手法」より追記</p> <p>＜舗装の維持管理水準＞</p> <p>路線の重要度による MCI の管理水準を表 2-1 に示す。</p> <p>それぞれの区間における MCI 値が管理水準を下回る場合に、路面状態が管理水準に比して悪い箇所を優先して補修を実施する。</p> <p>表 2-1 重要度別管理水準</p>	修正	2	<p>「長寿命化計画(R7.3) P155 表 3.6-12 舗装の目標管理水準の設定 (R7.3 改定) P159_3.6.4(2)リスクに着目した重点化 4)措置 ◆舗装の措置」と整合</p> <p>＜舗装の維持管理水準＞</p> <p>道路分類ごとに設定した維持管理水準を表 2-1 に示す。</p> <p>舗装の措置は、点検結果から得られる MCI 値と道路分類に応じて設定された優先順位に基づいて実施する。</p> <p>表 2-1 舗装の維持管理水準</p>
4	<p>「長寿命化計画(H27.3) P21_2.2.3 舗装(1)点検」より追記</p> <p>原則、路面性状調査は、重要路線は 3 年に 1 回、山間部等は 10 年に 1 回の定期点検を継続する。</p>	修正	4	<p>「長寿命化計画(R7.3) P148 表 3.6-5 点検頻度・点検内容」と整合</p> <p>原則、路面性状調査は、重要路線（道路分類 B および C1）は 5 年に 1 回、山間部等（道路分類 C2）は 10 年に 1 回の頻度で定期点検を実施する。</p>
5	<p>「長寿命化計画(H27.3) P40 表 4.1-1 点検種別と定義」と整合</p> <p>4. 点検の頻度</p> <p>(2) 定期点検</p> <p>① 路面性状調査は、重要路線は 3 年に 1 回、山間部等は 10 年に 1 回実施する。</p>	修正	5	<p>「長寿命化計画(R7.3) P147 表 3.6-4 点検の種別」と整合</p> <p>4. 点検の頻度</p> <p>(2) 定期点検</p> <p>① 路面性状調査は、重要路線（道路分類 B および C1）は 5 年に 1 回、山間部等（道路分類 C2）は 10 年に 1 回の頻度で実施する。</p>